

内閣参質一一二第六号

昭和六十三年三月十一日

内閣総理大臣 竹 下 登

参議院議長 藤 田 正 明 殿

参議院議員片上公人君提出沖ノ鳥島の保全工事に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員片上公人君提出沖ノ鳥島の保全工事に関する質問に対する答弁書

一について

沖ノ鳥島の環礁内にある二つの露岩の保全を図るため、当該露岩を鉄製ブロックにより直径約五十メートルの円形状に囲み、その内側をコンクリートで充てんする工事を昭和六十二年度から三年間で実施する予定である。

二について

保全工事を実施することにより、沖ノ鳥島の環礁内にある二つの露岩の侵食は防止することができると考えている。

三について

排他的経済水域について規定した海洋法に関する国際連合条約はいまだ発効しておらず、ま

た、同条約が今後いかなる形で国際社会に受け入れられていくかは今後の各国の実行にゆだねられているところが大きいと考えられる。沖ノ鳥島は現行国際法上確たる「島」としての地位を有しており、我が国が昭和五十二年に同島周辺に二百海里漁業水域を設定したことに対し、いづれの国もこれに異議を唱えていない。